2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-1 循環型社会の推進

現状と課題

- 限りある資源とエネルギーを有効に活用していくことは、持続可能な地域づくりを進めるうえで大切です。
- 廃棄物の減量化や適正なごみ出しなど、ごみに対する住民の意識は着実に向上し、ごみ排出量も減少傾向にはありますが、県下平均値と比較して依然として高く、今後、3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）の推進に、なお一層積極的に取り組んでいく必要があります。
- 収集されたごみの処理･処分について、現在は、南知多町と2町で構成する知多南部衛生組合で処理･処分されていますが、2市3町（半田市･常滑市･南知多町･美浜町･武豊町）で構成する知多南部広域環境組合において処理する計画が進められています。本町としては、さらなる減量化を進め、コストの削減を図ることが必要です。
- エネルギーの効率的な利用をさらに進めるとともに、地域の特性にあった再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、地球温暖化防止に対して貢献していくことが必要です。

■ 生活系ごみの総量および一人あたり1日のごみ排出量

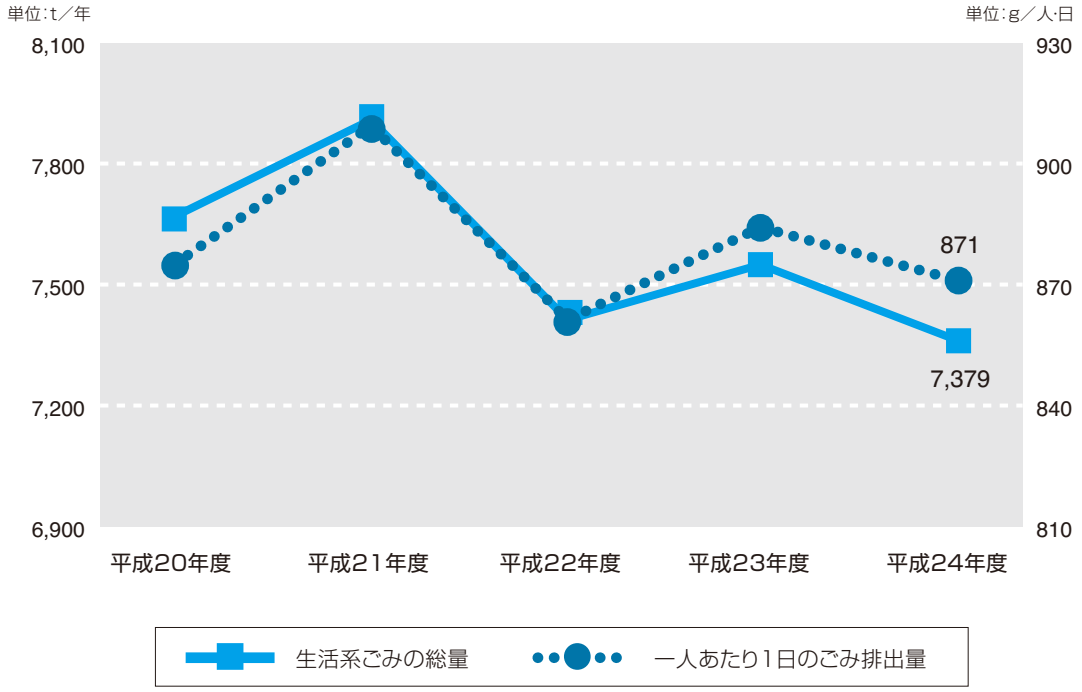

目 標 像

省資源・省エネルギーのさらなる推進を通じて、循環型社会の構築が進められています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-1A ごみの総排出量	11,538トン/年	10,904トン/年
2-1B ごみのリサイクル率	18.0%	27.7%
2-1C ごみの最終処分量	1,959トン/年	1,231トン/年

（知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期より）

取り組む施策

施策 1

ごみ減量化、資源化の推進

「容器包装リサイクル法」に基づく家庭系プラスチックおよび紙ごみの分別収集の実施、収集体制の変更、ごみ収集の有料化などの導入を検討するとともに、住民への意識啓発活動を推進し、ごみの減量化と資源化を図ります。

施策 2

知多南部広域環境組合への参画

効率かつ効果的な新焼却施設および中継施設の建設を進め、経済的な管理運営をめざします。また、粗大不燃ごみ処理施設の整備も進めます。

施策 3

循環型社会を構築していくための住民意識の啓発、住民活動への支援

3R（Reduce：排出抑制、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）の推進などを通じて、住民意識の啓発や高揚を図ります。また、循環型社会をつくるための住民活動を支援する仕組みをつくります。

施策 4

再生可能エネルギーの導入支援

住宅用太陽光発電システム設置補助、公共施設への設置など地域特性に見合った再生可能エネルギーの導入を検討します。

施策 5

地球温暖化対策実行計画の策定と推進

地球温暖化対策実行計画を策定し、庁舎など、公共施設から温室効果ガスの排出削減を図り、環境に配慮した生活行動の促進啓発をしていきます。

2 安心・安全な暮らしができるまちづくり

2-2 生活環境の保全

現状と課題

- きれいで衛生的な生活環境を保全していくことは、快適な暮らしを実現するうえで不可欠です。
- 大気汚染については、県および本町の2か所の測定局で常時監視を行い、公共用水域の水質については、河川10か所、海域7か所において毎年2回の測定を行っています。また、環境騒音についても毎年1回測定を行うとともに、中部国際空港株式会社による常時観測も行っています。
- 引き続き大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害を未然に防止するための監視活動を継続するとともに、生活排水の浄化に向けた取組を進める必要があります。そのためには、住民に対する意識啓発を継続していくことも重要です。
- 海岸線や河川、道路などでのポイ捨てを防止し、美しいまちを維持していくことも大切です。そのためには、監視活動を継続するとともに、アダプトプログラムなどを通じて、住民による自主的、主体的な美化活動を促進していくことも重要です。

■ 河川BOD経年変化（環境基準：D類型　8mg/l 以下）

単位：mg/l

測　定　場　所	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
布土橋（布土川）	2.5	2.0	4.4	4.4	1.6
河和橋（新江川）	8.5	12.0	4.6	5.0	6.4
河浦橋（新江川）	2.8	22.0	4.2	4.9	5.4
大川橋（大川）	1.9	2.1	3.6	2.4	1.6
郷島橋（五宝川）	2.3	4.2	5.4	2.0	1.7
冨具崎橋（冨具崎川）	3.8	2.0	6.3	5.3	10.0
仙台橋（杉谷川）	6.4	3.1	9.6	3.7	4.0
奥田橋（山王川）	6.3	5.8	9.8	3.4	16.0
森越橋（山王川）	2.7	1.2	5.3	2.5	1.7
稲早橋（稲早川）	4.5	3.0	8.9	3.8	4.2

■ 海水COD経年変化（環境基準：C類型　8mg/l 以下）

単位：mg/l

測　定　場　所	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
布土川突堤	2.5	1.6	1.4	2.6	1.6
河和商港突堤	1.6	1.4	1.7	2.6	1.5
河和漁港突堤	2.1	2.8	3.1	3.3	2.0
古布入江東側	3.1	0.8	1.3	2.3	2.2
冨具崎港突堤	0.6	0.6	1.5	1.7	1.6
山王川突堤	1.6	1.4	4.8	2.5	1.9
稲早川突堤	3.2	2.1	2.1	2.1	1.5

■ 公害苦情件数

単位：件

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大気汚染	0	0	0	0	0
水質汚染	1	3	0	1	1
騒音	1	7	4	4	7
振動	0	0	0	1	0
悪臭	3	5	3	8	3
その他	17	13	22	31	25
合　　計	22	28	29	45	36

目 標 像

良好な生活環境を保全するとともに、ポイ捨てごみなどのない美しいまちが整っています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-2A クリーンパートナー参加人数	285人	320人

取り組む施策

施策 1

環境分析調査の継続推進

河川、海域、工場排水に対する水質監視、悪臭や騒音に関する環境調査を継続して行います。

施策 2

生活排水浄化活動の推進

伊勢湾･三河湾ならびに河川の水質浄化のため、地域団体と協力して、生活排水の浄化活動や啓発活動を推進します。

施策 3

航空機騒音に対する監視の継続

航空機騒音に対する常時監視および定期監視を関係機関とともに継続して行います。

施策 4

美化活動の推進

「美浜町まちをきれいにする条例」に基づいて、美化重点地区の美化活動の推進、不法投棄やポイ捨ての監視、クリーンパートナー制度※を通じた住民との協働を進めます。

※　本町におけるアダプトプログラム活動の呼称。

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-3 地震・津波・がけ崩れなどへの対策

現状と課題

- 自然災害から住民の生命と財産を守ることは、安心・安全な暮らしを維持していくうえで基本的な条件です。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちに改めて自然の脅威を再認識させるものでした。この地域においても、南海トラフ巨大地震が近い将来起こるとされており、これまでライフラインや家屋、樋門などの耐震化と津波対策を行ってきました。今後も、地震・津波などに対するハード・ソフト両面での十分な対策が急務です。
- 小・中学校などの公共施設の耐震化、戸別受信機を含むデジタル同報無線の整備、緊急時の自治体メール配信サービス・エリアメールの導入などを進めてきました。
- 美浜町地域防災計画に基づき、自衛隊および民間機関との密接な連携の下で、相互協力体制の確立、住民の防災意識の向上、減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成を行っています。引き続き、これらの取組を推進していくことが必要です。
- 地滑りや崩壊などの土砂災害に対しても、住民への啓発活動を推進するとともに、必要に応じて防災事業の推進を図る必要があります。

■ 避難所の位置

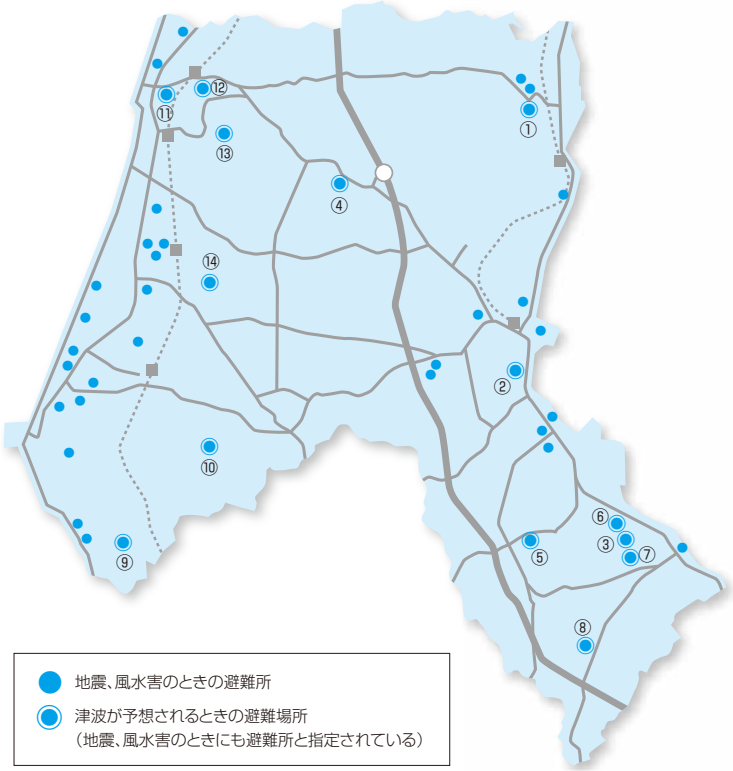

■ 津波が予想されるときの避難場所

	名　　称	標　高
①	布土小学校	約21m
②	河和小学校	約33m
③	河和南部小学校	約18m
④	美浜町総合公園体育館	約24m
⑤	古布老人憩いの家	約14m
⑥	河和南部公民館	約16m
⑦	南部保育所	約19m
⑧	切山千歳の家	約16m
⑨	愛知県美浜少年自然の家	約24m
⑩	内扇公会堂	約14m
⑪	上野間公民館	約12m
⑫	上野間保育所	約16m
⑬	美浜緑苑集会所	約21m
⑭	日本福祉大学	約26m

平成23年10月1日現在

目 標 像

地震・津波・風水害などの自然災害の心配がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざし、住民自らが自主的に行動できる社会ができています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-3A 「減災カレッジ」による減災リーダー・ボランティアコーディネーターの受講者数	65人	300人
2-3B 「災害時生活用水（井戸水）提供の家」登録数	0戸	200戸

取り組む施策

施策1　自主防災訓練の実施
「自分たちの区は自分たちで守る」を理念に、消防署や消防団と連携した自主的な防災訓練を推進できるように支援します。

施策2　減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成
自治区からの参加者などを対象として、減災リーダー・ボランティアコーディネーターの養成講座「減災カレッジ」を開催し、災害に強い自治区をめざします。また、日本福祉大学との防災協定に基づいて、学生災害ボランティアとの連携を強化します。

施策3　防災機能の強化
自治区、保育所、小・中学校など相互の連携によるコミュニティ機能の充実を図りながら、各方面において、防災拠点の整備、防災教育、防災意識の普及、避難訓練などを推進します。

施策4　災害時の生活用水の確保
町内にある井戸を順次検査し、災害時に必要な生活用水の確保に努めます。

施策5　土砂災害危険箇所マップの活用と急傾斜・治山事業の推進
県が提供する土砂災害危険箇所マップを活用して、防災意識を高めるとともに、急傾斜・治山事業を推進します。

施策6　自治体メール配信サービスの活用
住民に素早く情報伝達するため、引き続き自治体メール配信サービスの活用を推進します。

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-4 交通安全の対策

現状と課題

- 知多半島道路の4車線化、広域農道の整備などにより、本町の幹線道路の利便性は高まりました。しかし、観光シーズンには多くの観光客がマイカーで訪れるため、交通渋滞が発生するとともに、交通事故の危険性も高くなっています。また、東西海岸に沿って国道247号が通っていますが、歩道の未整備区間も多いため、児童･生徒の登下校時や高齢者に対する交通安全の確保は重要な課題です。

- 交通事故を無くすために、高齢者を重点にした適正運転講習、保育園児の保護者で組織する「交通安全父母の会」の活動、交通安全施設の整備などを行ってきましたが、引き続きこれらの交通安全指導を推進していく必要があります。

- 知多奥田駅、河和駅、河和口駅前などには自転車駐輪場が整備されましたが、依然として放置自転車があり、マナーの悪い利用者による通行の妨げなどもあります。今後、快適で利用しやすい駐輪環境を維持していくことが必要です。

■ 交通事故の発生件数の推移

	発生件数	死者数	負傷者数	死傷者計
平成20年	140	1	183	184
平成21年	148	0	198	198
平成22年	140	0	181	181
平成23年	143	2	184	186
平成24年	131	2	156	158

目 標 像

交通事故の危険性がなく、幼児から高齢者までの全ての人が、安心して歩行や自転車の通行ができる道路空間が整備されています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-4A 交通死亡事故件数	2件/年	0件/年

取り組む施策

施策 1

交通安全指導の実施

交通安全条例に基づいて、地域ぐるみで交通安全の啓発活動に取り組みます。また、児童や高齢者を対象とした交通安全教室を展開し、交通安全意識を高めます。

施策 2

交通安全施設の整備

通学路をはじめとする道路の安全を図るとともに、区画線、カーブミラー、交通安全灯などの設置および維持管理を進めます。

施策 3

駐輪場の整備

駐輪場利用者のモラルを高めるとともに、放置自転車の整理･撤去を図り、利用しやすい駐輪場の運営に努めます。

施策 4

交通安全計画の策定

交通安全計画を策定し、交通安全の推進を図ります。

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-5 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 昭和54年度に知多南部消防組合が組織され、消防･救急体制や設備の整備が進められてきました。また、救急救命士の育成、救急車の高規格化などにも対応してきました。平成24年度には、知多半島全域の6消防本部共同により知多広域消防指令センターが設立され、119番通報の受信・無線通信業務が共同運用されることにより、人員および施設の効率的な運用、大規模災害時にリアルタイムな情報の共有、各消防本部の連携強化、迅速な相互応援出動ができるようになりました。今後、消防署施設の消防専用無線のデジタル化をはじめとした設備の更新や、消防施設の充実を図る必要があります。
- 消防団については、知多南部消防署との連携の下で、地域に根差した消防団活動を展開してきました。しかし、サラリーマン団員が増えるにつれ、常時出動できる団員数の確保が困難になりつつあります。また、新入団員の確保にも困難が生じつつあります。
- 事業所との連携協力や、消防団OBの活用などを検討し、消防力を確保していくことが重要です。

災害救助訓練の様子

目 標 像

火災などの災害の心配がなく、急病時にも適切に対応できる体制が整備され、安心して暮らすことができます。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-5A 水利（消火栓）設置数	630基	660基

取り組む施策

施策 1

消防署施設整備および職員体制の充実

消防専用無線をデジタル化し、平成28年度運用開始をめざします。また、救急救命士の資格取得者の増員を図ります。

施策 2

消防団員の確保

団員確保のため、自治区との連携、消防団協力事業所の表示制度の推進、消防団OBの活用の検討などを進めます。

施策 3

消防施設などの充実

消火栓の計画的な増設により、水利の確保に努めます。

施策 4

火災・救急知識の向上

自治区での自主防災訓練を通じて、火災・救急知識の向上を図ります。

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-6 防犯体制の充実

現状と課題

- 犯罪のない、より安全な町を望む声は、住民の間で非常に強くなっています。しかし、無施錠など防犯意識の低さが見受けられます。平成24年に起きた重点犯罪種の総認知件数は160件であり、侵入盗や自転車盗などが多く、犯罪率としては高い状況です。このような状況のなか、地域の民間ボランティア団体などによる子どもの見守りや夜間パトロール、防犯連絡責任者の委嘱などにより、地域の防犯対策に取り組んできました。
- 防犯灯の玉切れ、経年劣化による機器や取付柱の更新などをはじめ、維持管理上の課題があるため、防犯意識の向上と並んで、防犯設備の計画的な更新などに取り組む必要があります。

■ 犯罪発生数の推移

単位:件

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
侵入盗	23	57	34	60	32
ひったくり	0	1	0	0	0
自動車盗	7	1	4	10	5
オートバイ盗	12	21	27	19	15
自転車盗	86	100	76	107	58
部品ねらい	16	13	9	13	6
車上ねらい	59	39	17	19	33
自動販売機ねらい	26	14	7	7	11
強　盗	0	1	1	1	0
恐　喝	4	0	0	0	0
重点犯罪種　総数	233	247	175	236	160

河和交番

目 標 像

犯罪がなく、誰もが安心して暮らすことのできる社会がつくられています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-6A 防犯灯のLED化	335基	2,600基

取り組む施策

施策 1

啓発活動の推進

防犯連絡責任者および半田警察署の協力を得て防犯対策を進めます。また、地域の民間ボランティア団体などの活動を支援します。

施策 2

防犯灯の維持管理・更新

防犯灯の新設および維持管理を行うとともに、維持管理が容易なLEDへの転換を計画的に推進します。

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-7 火葬場

現状と課題

- 本町の火葬場業務は、南知多町と2町で構成する知多南部衛生組合において、管理運営されています。しかし、施設の老朽化、施設周辺の進入路や駐車場などについて、問題を抱えています。
- 平成24年度より、新しい火葬場建設の計画策定が始まっており、その計画にしたがって、早急に新火葬場の整備を進める必要があります。

知多南部衛生組合火葬場

目 標 像

人生の最期を迎えた故人を安心して見送ることができるように、火葬場が整備・運営されています。

取り組む施策

施策 1

新火葬場の建設と適切な管理運営

南知多町とともに新火葬場の建設を進め、その後、適切な維持・運営を進めます。

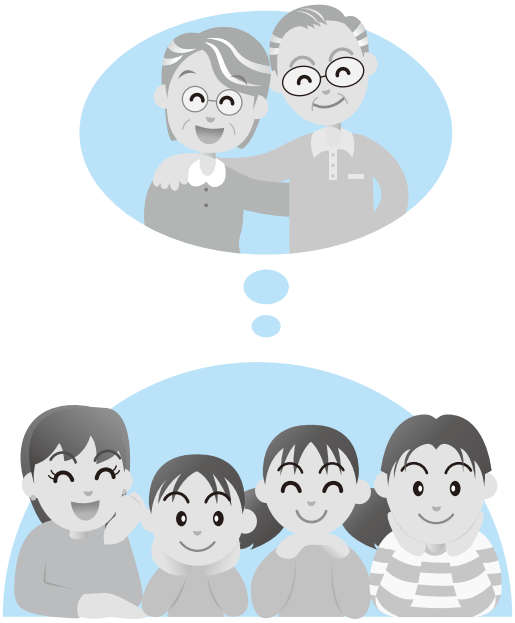

2 安心･安全な暮らしができるまちづくり

2-8 消費者の保護と育成

現状と課題

- 本町では、平成23年度から消費生活相談窓口を開設し、住民の利益保護や生活安定の向上を図るため、消費者啓発冊子と窓口周知リーフレットの全戸配布、消費者知識の普及啓発、消費者団体と連携した消費生活講習会の開催などを進めてきました。
- 高齢者への振り込め詐欺や架空請求など悪徳商法の消費者被害が全国的に増加傾向にあります。また、最近ではインターネットなどを悪用したワンクリック詐欺など、新たなトラブルを引き起こすとともに、年々手口が巧妙となってきています。
- 消費者保護の観点から相談窓口を設置していますが、利用実績は多くありません。また、消費生活相談員の育成に、今後さらに取り組む必要があります。

啓発事業の様子

平成２５年度

消費生活相談窓口のご案内

美浜町では、毎月第２水曜日に消費生活相談窓口を開設しています。
訪問販売・通信販売などの契約にかんすることや商品のトラブル、多重債務など消費生活に関する相談に専門の消費生活相談員が対応し、問題解決のための助言やあっせんなどを行います。
相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。

相談日　毎月第２水曜日

①	4月10日（水）	②	5月8日（水）	③	6月12日（水）
④	7月10日（水）	⑤	8月14日（水）	⑥	9月11日（水）
⑦	10月9日（水）	⑧	11月13日（水）	⑨	12月11日（水）
⑩	1月8日（水）	⑪	2月12日（水）	⑫	3月12日（水）

場所　町民相談室（役場１階）

相談時間　午前１０時～正午、午後１時～４時

その他　電話の場合は商工観光課（内線２６４）へ

問合先　美浜町役場商工観光課
８２－１１１１（内線２６４）

平成25年度　啓発チラシ

目 標 像

消費者が安心して豊かな消費生活を送ることができる体制が確立されています。

成果指標

指　標　名	現状値	目標値
2-8A 消費生活講習会の開催回数	4回/年	6回/年

取り組む施策

施策 1

消費生活相談員の育成

講習会などを通じて、地域や職場などで消費活動に取り組み、その活動の中心となる消費生活相談員の育成を進めます。

施策 2

消費者と生産者との交流促進

消費者団体と協働して、生産地見学や料理講習会を実施し、消費者と生産者との交流を深めます。

施策 3

消費生活講習会

消費者団体と協働して、各種講習会や出前講座を開催し、賢い消費者の育成を図ります。

施策 4

消費生活啓発事業

県が発行する消費生活情報誌「あいち暮らしっく」を全戸回覧し、消費者被害の未然防止と減少および省エネやリサイクルに関する情報提供を図ります。また、消費者ホットラインや県の消費生活センター窓口と連携し、さらなる啓発活動を進めます。